

2013年1月25日 全12頁

2013年度税制改正大綱（相続・贈与・所得）

相続税・贈与税の改正概要、最高税率の引き上げを解説

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013年1月24日、自由民主党・公明党は「平成25年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。
- 相続税については、2015年より相続税の基礎控除を4割縮小し、最高税率を50%から55%に引き上げるなどの課税強化を行うものとしている。一方、小規模宅地等の特例の適用については「居住用」の限度面積を拡大し、「居住用」と「事業用」の完全併用を可能とするなどの緩和策も盛り込まれている。
- 贈与税については、2015年より相続税と合わせて最高税率を50%から55%に引き上げる一方、子や孫への贈与については低い税率区分を適用したり、相続時精算課税を孫にも適用できるようにするなどの緩和策も行われている。さらに、2013年4月から2015年12月までの時限措置として、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（最大1,500万円）を創設するとしている。
- 大綱に示された相続税の課税強化は、民主党政権からの方針を概ね引き継ぐものである。しかし、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置や小規模宅地等の特例の拡大など、民主党政権時代には政府案とならなかった課税緩和策も盛り込まれている。
- 全体的に相続税が課税強化される中で、今後は、死亡保険金の非課税枠や小規模宅地等の特例の活用、もしくは教育資金の一括贈与などの生前贈与の活用などにより、相続税負担を抑える動きが増えてくるだろう。

[目次]

1. 相続税の改正案	2 ページ
2. 贈与税の改正案（恒久措置）	4 ページ
3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	6 ページ
4. 事業承継税制の改正案	7 ページ
5. 所得税の改正案	10 ページ
6. 相続・贈与税の改正の考察	11 ページ

1. 相続税の改正案

基礎控除

大綱では、基礎控除額については、下記のとおり引き下げることとしている。例えば、法定相続人が配偶者と子2人の計3人である場合、現行制度では基礎控除は8,000万円であるが、新制度案では4,800万円に縮小される。

これは、民主党政権時代に国会提出された改正法案と同じ内容である。

現行：5,000万円＋1,000万円×法定相続人数
→改正案：3,000万円＋600万円×法定相続人数
 (施行時期：2015年1月1日以後の相続・遺贈より適用)

税率構造

大綱では、税率構造について、最高税率を55%に引き上げ、さらにブラケットについても、図表1のとおり見直すこととしている。

最高税率が適用されるのは、各法定相続人の法定相続分相当額が6億円超である場合としている。例えば、法定相続人が配偶者と子2人の計3人である場合、課税遺産総額が12億円超の場合に配偶者の相続分について最高税率が適用される。

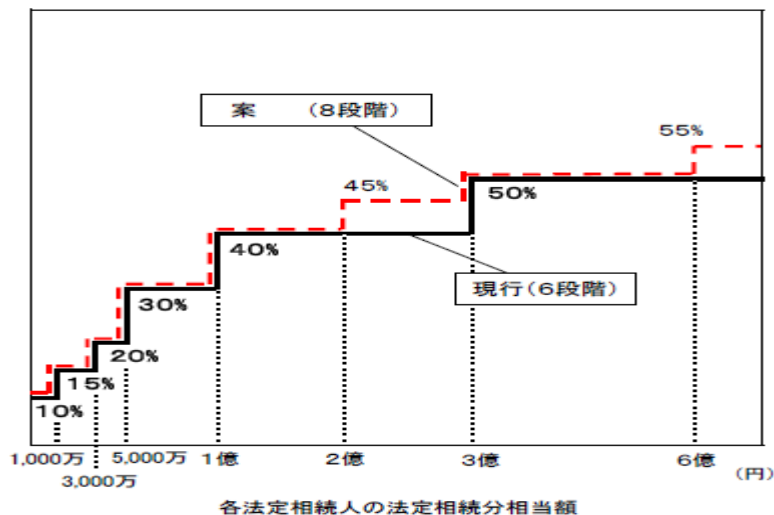
これは、民主党政権時代に国会提出された改正法案と同じ内容である。

◆算定式：各法定相続人の法定相続分相当額 × 税率 － 速算控除額

図表1 相続税率 新旧比較

改正案			現行		
各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額	各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%		1,000万円以下	10%	
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円			
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円	3億円超	50%	4,700万円
6億円超	55%	7,200万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成



(出所) 政府税制調査会資料に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

死亡保険金に係る非課税限度額

民主党政権下では、死亡保険金に係る非課税限度額を縮小する法案が国会提出されていたが、大綱では、死亡保険金に係る非課税限度額の見直しは行われなかったこととされた。

未成年者控除・障害者控除

現行相続税法では、相続人が20歳未満の場合は、相続税額から、20歳に達するまでの年数×6万円の税額控除を認めている。相続人が障害者の場合には、相続税額から85歳に達するまでの年数×6万円（特別障害者は12万円）の税額控除を認めている。

大綱では、これらの税額控除額を下記のとおり引き上げることとしている。これは、民主党政権時代に国会提出された改正法案と同じ内容である。

○未成年者控除（相続人が20歳未満の場合に適用）

現行：20歳に達するまでの年数×6万円

→改正案：20歳に達するまでの年数×10万円

○障害者控除（相続人が障害者の場合に適用）

現行：85歳に達するまでの年数×6万円（特別障害者は12万円）

→改正案：85歳に達するまでの年数×10万円（特別障害者は20万円）

（施行時期：2015年1月1日以後の相続・遺贈より適用）

小規模宅地等の特例

現行相続税法では、居住用や事業用に用いられていた宅地等で一定の要件を満たすものを相続や遺贈により取得した場合、「小規模宅地等の特例」として一定限度の面積まで宅地等の評価額を減額できる。

大綱では、「居住用の限度面積の拡大」、「居住用・事業用の特例の完全併用」、「居住用の対象とする要件の緩和」の3点の改正を行うとしている。これらの改正は、民主党政権時代に国会提出された改正法案には記載がなかった新たな項目である。

大綱では、この「小規模宅地等の特例」のうち「居住用」の限度面積を240㎡から330㎡に引き上げるものとしている。

図表2 「小規模宅地等の特例」の限度面積・減額割合と改正案

	限度面積	減額割合
居住用	240㎡→ 330㎡	80%
事業用	400㎡	80%
貸付用	200㎡	50%

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

現行では、「居住用」と「事業用」の土地がある場合、特例による減額を完全には併用することができず、減額適用できるのは「居住用」と「事業用」を合わせて最大400㎡までである¹。

大綱では、「居住用」の(拡大後の)330㎡と「事業用」の400㎡を別枠とし完全併用できるものとして、「居住用」と「事業用」を合わせて最大730㎡まで減額適用するものとしている。なお、「貸付用」の土地について適用を受ける場合は、現行通り、「居住用」や「事業用」との併用調整を行うものとしている。

大綱では、「居住用の限度面積の拡大」、「居住用・事業用の特例の完全併用」の改正については2015年1月1日以後の相続・遺贈より適用するとしている。

「居住用の対象とする要件の緩和」については、構造上区分のある二世帯住宅の敷地や、老人ホームに入所したことにより居住の用に供さなくなった住宅の敷地について、2014年1月1日以後の相続・遺贈より、特例の適用要件を緩和するとしている。

2. 贈与税の改正案(恒久措置)

税率構造

大綱では、高齢者から若年世代への生前贈与を促進し、財産の有効活用の観点から、子・孫などの直系卑属(20歳以上)への贈与の場合に、子・孫などの直系卑属に対し課される贈与税の税率構造を特別に緩和することとしている。

具体的には、相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について、次のような見直しを行うこととしている。

¹ その際、「居住用」の土地の面積を「事業用」相当の面積に換算した上で(400/240を乗じて)、特例の適用を受けられる金額が計算される。

◆算定式：受贈額（110万円控除後） × 税率 - 速算控除額

図表 3-① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた贈与財産の贈与税率新旧比較表
(子・孫の場合)

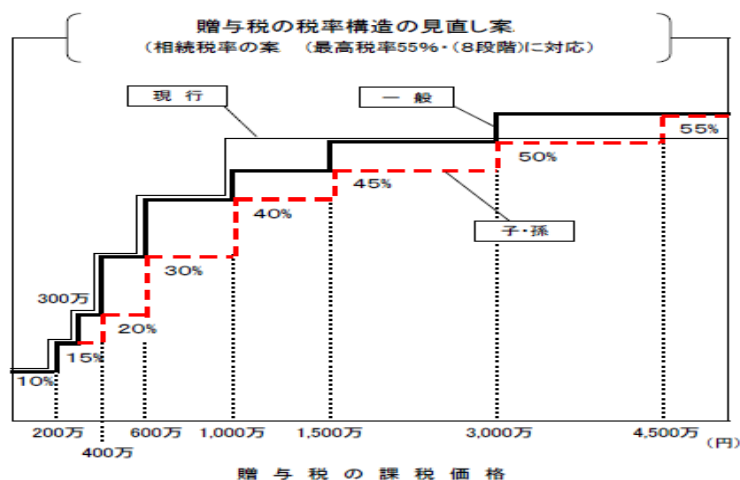
改正案			現行		
受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額	受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
			200万円超 300万円以下	15%	10万円
200万円超 400万円以下	15%	10万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	1,000万円超	50%	225万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円			
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円			
4,500万円超	55%	640万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3-② 図表 3-①以外の贈与財産の贈与税率の新旧比較表 (一般)

改正案			現行		
受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額	受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	1,000万円超	50%	225万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円			
3,000万円超	55%	400万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成



(出所) 政府税制調査会資料に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、非課税限度額は、年 110 万円が変わらないものとしている。1 年間に贈与を受けた財産の価額を合計し、合計額から 110 万円を控除した額に対して税率が適用される。

これらの改正は、2015 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈より適用するとしている。

これは、民主党政権時代に国会提出された改正法案と同じ内容である。

相続時精算課税

相続時精算課税制度は、生前贈与促進のため 2003 年度税制改正で導入された制度である。2,500 万円の特別控除額を超えない限り何回でも複数年にわたって非課税で贈与を行うことができ、特別控除額を超えた部分については一律 20%で課税される。その後、相続時において贈与を受けた財産を贈与時の時価で相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に支払った贈与税額（一律 20%を適用された税額）を相続税額から控除する。

現行制度では、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は 20 歳以上の推定相続人（子）に限定されている。大綱では、対象となる受贈者に 20 歳以上である孫を加えることとしていた。

一方、贈与者についても、現行制度では 65 歳以上という年齢要件があるが、大綱ではこれを 60 歳以上に引き下げることであった。

これらの改正は、2015 年 1 月 1 日以後の贈与より適用するとしている。

これは、民主党政権時代に国会提出された改正法案と同じ内容である。

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

大綱では、直系尊属（父母、祖父母など）が子や孫などの教育資金に充てるために金銭等を拋出し、金融機関に信託等をした場合に、贈与を受ける者 1 人につき 1,500 万円までの金額について贈与税を貸さない制度を設けるものとしている。

具体的には、以下の図表 4 のようなスキームとなっている。

図表 4 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（案）

贈与する者	贈与を受ける者の直系尊属（父母、祖父母など）
贈与を受ける者	30 歳未満
拋出の方法	金融機関への信託等（銀行・証券会社を含む）
拋出限度額	贈与を受ける者 1 人につき 1,500 万円まで （うち、学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円まで）
拋出できる期間	2013 年 4 月 1 日～2015 年 12 月 31 日

信託の期間	下記のいずれかに該当するまで <ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与を受けた者が 30 歳に達する ・ 贈与を受けた者が死亡する
信託終了時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 歳到達時 拠出額から教育支出額（下記により確認したもの）として払い出した額を差し引いた残額があれば、30 歳到達時に贈与があったものとして贈与税を課税 ・ 死亡時 拠出額から教育支出額として払い出した残額があっても贈与税非課税
贈与を受けた者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例の適用を受けようとする旨等を記載した教育資金非課税申告書（仮称）を金融機関を経由し税務署に提出 ・ 信託等から払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出
金融機関の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された書類により、払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、書類等を「贈与を受けた者が 30 歳に達した日の翌年の 3 月 15 日後 6 年を経過する日」まで保存

（出所）大綱をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

教育資金の支払に充当した部分については非課税が適用され、30 歳到達時に信託に残った残額については課税されるというスキームである。一方、教育資金以外の資金（例えば、住宅や自動車の購入資金など）として信託からの払出しをすることが可能か否かは大綱を見る限りでは明確ではない。もし可能であった場合は、教育資金以外の資金に充てた額は、30 歳到達時に信託等の残額と合わせて贈与税が課税されるものと思われる。

4. 事業承継税制の改正案

事業承継税制とは、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度であり、2009 年度税制改正で創設されたものである。

大綱では、事業承継税制について「制度を使いやすくするための抜本的な見直しを行う」とした。

現行の非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の概要

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度は、後継者である相続人等が、相続等により、非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（議決権の 2/3 まで）にかかる相続税の 80%

の納税が猶予される制度である。制度の適用を受けるために必要とされる要件は図表 5 に示される。

図表 5 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度を受けるための主な要件（現行制度）

時期		要件
相続開始前		中小企業における経営の円滑化に関する法律に基づき「 経済産業大臣の確認 」を受けること
相続開始後、相続税の申告期限までの間	①認定	中小企業における経営の円滑化に関する法律に基づき、以下の②③④の要件を満たすことの「 経済産業大臣の認定 」を受けること
	②会社の要件	会社が、以下のいずれにも該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社 ・中小企業者（資本金・従業員数が一定以下）に該当しない会社 ・風俗営業会社 ・資産管理会社 ・総収入金額が0の会社、従業員数が0の会社 ・会社が外国会社である他の特別関係会社の株式等を直接・間接に有する場合は、会社の従業員数が5人未満であること
	③後継者の要件	後継者である相続人等が以下のすべてを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・相続開始から5ヵ月後において会社の代表権を有していること ・相続開始の直前において先代経営者の親族であること ・相続開始の時に、後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
	④先代経営者の要件	先代経営者である被相続人が以下のすべてを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していたこと ・相続開始直前において、被相続人と被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
	⑤申告と担保の提供	相続税の申告期限までの間に、相続税の申告書等の書類を提出するとともに、納税が猶予される相続税額および利子税の額に見合う担保を提供すること
申告期限後、納税猶予期間中	継続届出書の提出	継続届出書を、相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに税務署に提出すること
	納税猶予継続の要件	以下の要件のいずれかに該当した場合、納税が猶予されている相続税の全部または一部を利子税と併せて納付する必要がある <ul style="list-style-type: none"> ○申告期限後5年以内 ・特例の適用を受けた非上場株式等の全部または一部を譲渡等した場合 ・後継者が会社の代表権を有しなくなった場合 ・一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合 ・会社が資産管理会社に該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ○申告期限後5年経過後 ・特例の適用を受けた非上場株式等の全部または一部を譲渡等した場合 ・会社が資産管理会社に該当した場合
後継者の死亡等		免除届出書・免除申請書を税務署に提出することにより猶予されていた相続税額の全部または一部の納付が免除される

(注) **太字下線部**が、大綱で、改正するとしている項目である。

(出所) 法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

現行の非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の概要

非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度は、後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部または一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（議決権の 2/3 まで）にかかる贈与税の全額の納税が猶予される制度である。制度の適用を受けるために必要とされる要件は図表 6 に示される。

図表 6 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度を受けるための主な要件

時期	要件	
贈与前	中小企業における経営の円滑化に関する法律に基づき「 経済産業大臣の確認 」を受けること	
贈与後、贈与税の申告期限までの間	①認定	中小企業における経営の円滑化に関する法律に基づき、以下の②③④の要件を満たすことの「 経済産業大臣の認定 」を受けること
	②会社の要件	「 相続税の納税猶予制度 」の要件と同じ
	③後継者の要件	後継者である受贈者が、贈与時において以下のすべてを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していること ・先代経営者の親族であること ・20歳以上であること ・役員等の就任から3年以上を経過していること ・後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
	④先代経営者の要件	先代経営者である贈与者が以下のすべてを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有していたこと ・贈与の時までに会社の役員を退任すること ・贈与の直前において、贈与者と贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
	⑤申告と担保の提供	贈与税の申告期限までの間に、贈与税の申告書等の書類を提出するとともに、納税が猶予される贈与税額および利子税の額に見合う担保を提供すること
申告期限後、納税猶予期間中	継続届出書の提出	継続届出書を、相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに税務署に提出すること
	納税猶予継続の要件	以下の要件のいずれかに該当した場合、納税が猶予されている相続税の全部または一部を利子税と併せて納付する必要がある（「 相続税の納税猶予制度 」の要件と同じ） <ul style="list-style-type: none"> ○申告期限後5年以内 <ul style="list-style-type: none"> ・特例の適用を受けた非上場株式等の全部または一部を譲渡等した場合 ・後継者が会社の代表権を有しなくなった場合 ・一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合 ・会社が資産管理会社に該当した場合 ○申告期限後5年経過後 <ul style="list-style-type: none"> ・特例の適用を受けた非上場株式等の全部または一部を譲渡等した場合 ・会社が資産管理会社に該当した場合
先代経営者の死亡（相続開始）	贈与税の納税猶予制度の適用を受けた非上場株式等は、相続または遺贈により取得したものとみなして、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算する。 ただし、「 相続税の納税猶予制度 」の要件を満たす場合は、「 相続税の納税猶予制度 」の適用を受けることができる。	

(注) **太字下線部**が、大綱で、改正するとしている項目である。

(出所) 法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

大綱の改正案

大綱では、事業承継税制について、主に以下の見直しを行うこととした。

- ①経済産業大臣による事前確認制度を廃止する
 - ②後継者が「先代経営者の親族であること」という要件を撤廃する
 - ③贈与税において、先代経営者が「会社の役員を退任すること」という要件を「当該会社の代表権を有していないこと」に緩和する
 - ④納税猶予継続が認められなくなる場合について、「一定の基準日のうち雇用の8割を維持できなくなった場合」を「5年間の平均で雇用の8割を維持できなくなった場合」に緩和する
 - ⑤上記④の雇用確保要件を満たさなくなったために、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納または物納の適用を選択できることとする
 - ⑥相続税等の申告書、継続届出書に係る添付書類のうち、一定のものについては提出を要しないものとする
 - ⑦5年間経過後に納税猶予税額の全部または一部を納付する場合については、当該期間中の利子税を免除することとする
- (施行時期：2015年1月1日以後の相続・遺贈・贈与より適用)

④については、現行制度では、事業承継税制の適用を受けるためには、相続税（または贈与税）の申告期限後、5年間、毎年、基準日において雇用に8割以上維持しなければならない。一度でも雇用に8割を下回った場合は、原則として、猶予された相続税額（または贈与税額）および利子税の全額を納付しなければならない。

これを、大綱では、5年間の平均で雇用に8割以上維持していればよいとし、ある年度において雇用に8割を下回ることがあってもよいものとした。

なお、経済産業省は、8割を満たさなくなった場合に、相続税額（または贈与税額）の全額の納税ではなく、8割に満たない部分のみを納税すればよいことを要望していたが、これは大綱には盛り込まれなかった。

5. 所得税の改正案

大綱では、所得税の最高税率を40%から45%に引き上げるものとしている。税率45%が適用されるのは、課税所得金額4,000万円超の部分である（次のページの図表7参照）。

なお、民主党政権下で国会提出された改正法案は、課税所得金額5,000万円超の部分について税率45%を適用するとしていたのであった。

大綱では、2015年分以後の所得税より適用するとしている。

なお、所得税率の最高税率の引き上げにより所得税額が増加すると、同時に「所得税額の2.1%」が税額となる復興特別所得税額も増加する。住民税・復興特別所得税を含めた日本の所

得税の最高税率は、現行の 50.84%から 55.945%に引き上げられる²。

改正後の最高税率が適用される者は 10 万人～20 万人程度と考えられる³。

図表 7 所得税の最高税率の引き上げ案

改正案			現行		
課税所得金額	税率	速算控除額	課税所得金額	税率	速算控除額
195 万円以下	5%		195 万円以下	5%	
195 万円超 330 万円以下	10%	9.75 万円	195 万円超 330 万円以下	10%	9.75 万円
330 万円超 695 万円以下	20%	42.75 万円	330 万円超 695 万円以下	20%	42.75 万円
695 万円超 900 万円以下	23%	63.6 万円	695 万円超 900 万円以下	23%	63.6 万円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	153.6 万円	900 万円超 1,800 万円以下	33%	153.6 万円
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	279.6 万円	1,800 万円超	40%	279.6 万円
4,000 万円超	45%	479.6 万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

6. 相続税・贈与税の改正案の考察

民主党政権時代の案との比較

大綱に示された相続税の課税強化と贈与税の緩和は、民主党政権時代からの方針を概ね引き継ぐものである。

しかし、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置や小規模宅地等の特例の拡大など、民主党政権時代には政府案とならなかった課税緩和策も盛り込まれている。また、死亡保険金の非課税枠については、民主党政権時代の政府案では縮小するものとしていたが、維持されることとなった。

相対的に見ると、民主党政権時代は、全般的に相続税の課税強化を行いつつ特例による軽減も制約してきた一方、新政権では、全般的に相続税の課税強化を行うことは変えない一方、特例による軽減は拡充するという印象を受ける。

相続税額の試算

大綱による相続税の改正により、相続税額がどのように変わるのか、一定の前提を置いて試算したものが次の図表 8 である。

² 現行の最高税率は、所得税 40%、復興特別所得税 0.84%、住民税 10%の計 40.84%。改正後の最高税率は、所得税 45%、復興特別所得税 0.945%、住民税 10%の計 55.945%。

³ 平成 22 年分の国税庁「申告所得税標本調査結果」によると、合計所得金額が 3,000 万円以上の者が 199,537 人、同 5,000 万円以上の者が 98,273 人であった。合計所得金額と総合課税の課税所得金額は正確には異なるが、総合課税の課税所得金額が 4,000 万円以上の者は概ね 10 万人～20 万人程度と考えられる。

図表 8 相続税額の試算

課税価格	現行	改正案	増加額
5,000 万円	0 円	10 万円	+10 万円
8,000 万円	0 円	175 万円	+175 万円
1 億円	100 万円	315 万円	+215 万円
3 億円	2,300 万円	2,860 万円	+560 万円
5 億円	5,850 万円	6,555 万円	+705 万円
10 億円	1 億 6,650 万円	1 億 7,810 万円	+1,160 万円
20 億円	4 億 950 万円	4 億 3,440 万円	+2,490 万円

(注) 相続人が配偶者と子 2 人であり、法定相続分通りに相続した場合

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課試算

現行では、法定相続人が配偶者と子 2 人の 3 人である場合、基礎控除は 8,000 万円であるが、大綱通りに改正されれば基礎控除は 4,800 万円に縮小されるため、課税価格が 5,000 万円の場
合、8,000 万円の場合は（法定相続分通りの相続であれば）新たに相続税が課税されることにな
る。

課税価格が 1 億円の場合、現行では 100 万円の相続税額が、改正案では 315 万円に 215 万円
増加する。

新たに相続税の課税対象となりうる者が増え、既に相続税の課税対象となることが想定され
ている者については、その税額が増えることとなる。

新たに課税される人が増え、特例の活用による「相続税対策」が重要に

一方で、「小規模宅地等の特例」や「事業承継税制」は拡充され、「死亡保険金の非課税枠」
の縮減は見送られた。また、子・孫への贈与税の税率は軽減され、新たに「教育資金の一括贈
与に係る贈与税の非課税措置」が設けられた。

今後は、相続税の課税が強化される中、「小規模宅地等の特例」、「事業承継税制」、「死
亡保険金の非課税枠」などを活用したり、子や孫への生前贈与（教育資金の一括贈与に係る贈
与税の非課税措置を含む）を積極的に行ったりして、相続税負担を抑える動きが増えてくるだ
ろう。

【以上】